

千葉県社会福祉協議会政策調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が地域福祉を推進するために必要な事業・組織双方の機能強化を目的に設置する政策調整委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し県社協に助言・提言を行うものとする。

- (1) 重点政策課題に関すること
- (2) 事業の進行管理及び評価に関すること
- (3) 地域福祉推進の見地から事業の一貫性及び整合性を確保するための総合調整に関すること
- (4) 事業推進に適した組織運営機構に関すること
- (5) 県社協の発展強化のための計画の策定及び進行管理に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、県社協会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体役職員
- (3) その他、会長が適当と認める者

2 委員の定数は10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年間とし、補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(正副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

2 正副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は会長が招集する。

2 議長は委員長が務める。

3 委員会には必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は原則として公開するものとする。

ただし、委員会が非公開とする決定をしたときはこの限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局(県社協総務部政策調整班)において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。